

新NISAに関するQ&A（金融商品取引業者等向けの情報）

令和 7 年 9 月

国 税 庁

令和5年度税制改正により、NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）に関して見直しが行われ、抜本的拡充・恒久化された新たな制度（新NISA）が令和6年1月1日から開始されました。

令和8年1月から始まる新NISAの基準額提供事項の提供に係る手続等について、Q&Aとして取りまとめましたので、参考としてください。

なお、基準額提供事項の提供に係る詳細な手続や総投資簿価残高情報（「特定累積投資勘定基準額」及び「特定非課税管理勘定基準額」等）の提供時期等については、状況に応じて変更もあり得ますのでご承知おきください。

（注）このQ&Aは令和7年9月1日現在の法令に基づいて作成しています。

<目次>

第1章 新NISA制度の概要	1
〔問1－1〕 新NISA制度の概要について教えてください。	1
〔問1－2〕 新NISAにおける基準額提供事項の提供等の手続の概要について教えてください。	1
〔問1－3〕 金融商品取引業者等は、基準額提供事項を提供する際に、NISAクラウドを利用する 必要がありますが、NISAクラウド事業者名などを教えてください。	2
〔問1－4〕 NISAクラウド事業者へ連絡する方法を教えてください。	2
〔問1－5〕 基準額提供事項について、NISAクラウドを利用せずに提供することはできますか。	2
第2章 NISAクラウドへの基準額提供事項の提供について	3
〔問2－1〕 基準額提供事項をNISAクラウドへ提供するにあたり、所轄税務署に提出する届出書 等がありますか。	3
〔問2－2〕 「認定電子計算機による基準額提供事項の提供の開始（変更）届出書」の「総投資簿価 残高情報の提供先その他参考事項」欄を記入せずに提出した場合にはどうすればよいで すか。	3
〔問2－3〕 「認定電子計算機による基準額提供事項の提供の開始（変更）届出書」の「総投資簿価 残高情報の提供先その他参考事項」欄の内容に変更があった場合にはどうすればよいで すか。	4
〔問2－4〕 基準額提供事項をNISAクラウドへ提供するために、事前に必要な準備はありませ るか。	4
〔問2－5〕 NISAクラウドに提供する基準額提供事項の内容（ファイル形式やレコードの内容） について具体的に教えてください。	4

〔問 2－6〕	基準額提供事項は、いつまでにNISAクラウドに提供する必要がありますか。...	5
〔問 2－7〕	年末に口座開設手続きを行い、所轄税務署から投資者整理番号が提供されていない投資者のNISA口座がある場合、基準額提供事項をどのように提供すればよいですか。...	5
〔問 2－8〕	基準日において、NISA口座に設けられた勘定に残高がない場合（簿価が「0」の場合）であっても、NISAクラウドに基準額提供事項を提供する必要がありますか。...	5
〔問 2－9〕	NISA口座を開設していた投資者が死亡した場合、その投資者が死亡した年の翌年に基準額提供事項をNISAクラウドに提供する必要はありますか。...	5
〔問 2－10〕	基準額提供事項をNISAクラウドへ提供したときに、受付時のチェックでエラーとなるのはどのような場合ですか。...	6
〔問 2－11〕	基準額提供事項をNISAクラウドへ提供した後に、その基準額提供事項が名寄せエラーとなるのはどのような場合ですか。...	6
第 3 章	NISAクラウドへ提供した基準額提供事項が名寄せエラーとなった場合の対応	7
〔問 3－1〕	NISAクラウドへ提供した基準額提供事項が名寄せエラーとなった場合、その基準額提供事項を提供した金融商品取引業者等は、NISAクラウドから通知されたエラーの内容からそのエラーの原因を把握することができますか。...	7
〔問 3－2〕	基準額提供事項をNISAクラウドに提供したところ、投資者の個人番号が相違している旨のエラーが通知されました。このエラーを解消するためにその基準額提供事項を提供した金融商品取引業者等は何を行えばよいですか。...	7
〔問 3－3〕	基準額提供事項をNISAクラウドへ提供したところ、投資者整理番号が相違している旨のエラーが通知されました。このエラーを解消するためにその基準額提供事項を提供した金融商品取引業者等は何を行えばよいですか。...	7
〔問 3－4〕	基準額提供事項をNISAクラウドへ提供したところ、投資者の生年月日が相違している旨のエラーが通知されました。このエラーを解消するためにその基準額提供事項を提供した金融商品取引業者等は何を行えばよいですか。...	8
〔問 3－5〕	金融商品取引業者等が基準額提供事項の提供期限である 1 月 31 日までに、提供した基準額提供事項に係る名寄せエラーを解消できない場合はどうすればよいですか。...	8
〔問 3－6〕	投資者が複数の金融商品取引業者等にNISA口座を開設している場合、それぞれの金融商品取引業者等が基準額提供事項をNISAクラウドへ提供することとなりますが、ある金融商品取引業者等が提供した基準額提供事項に名寄せエラーが生じ、基準額提供事項の提供期限である 1 月 31 日までに、このエラーが解消されないときには、金融商品取引業者等（提供した基準額提供事項に名寄せエラーが生じなかった金融商品取引業者等）はどうすればよいですか。...	9
第 4 章	基準額提供事項を訂正する場合の対応	10
〔問 4－1〕	NISAクラウドへ提供した基準額提供事項の内容に誤りがありました。当初に提供した基準額提供事項を訂正する場合、どのように訂正すればよいですか。...	10
〔問 4－2〕	基準額提供事項を訂正し、NISAクラウドへ再提供する際に、当初に提供した基準額提供事項の投資者の個人番号に変更が生じていることを把握した場合には、どのようにすればよいですか。...	10
〔問 4－3〕	基準額提供事項を訂正し、NISAクラウドへ再提供する場合に、所轄税務署やNISAクラウドへの事前の連絡は必要ですか。...	10

第5章 NISAクラウドから金融商品取引業者等への総投資簿価残高情報の提供	11
〔問5－1〕 NISAクラウドから金融商品取引業者等に対して提供される総投資簿価残高情報の データの内容（ファイル形式やレコードの内容）について教えてください。.....	11
〔問5－2〕 NISAクラウドから金融商品取引業者等に対して提供される総投資簿価残高情報の 提供時期及び提供方法について教えてください。.....	11
第6章 金融商品取引業者等から投資者への総投資簿価残高情報の通知	12
〔問6－1〕 金融商品取引業者等から投資者へ通知する総投資簿価残高情報の内容、通知時期及び通 知方法は決まっていますか。.....	12
〔問6－2〕 NISAクラウドから提供された総投資簿価残高情報を投資者へ通知する前に、他の金 融商品取引業者等が提供した基準額提供事項に係る名寄せエラーが解消等され、NISA クラウドから訂正された総投資簿価残高情報が提供された場合、当初提供された総投 資簿価残高情報と訂正された総投資簿価残高情報の両方を投資者へ通知する必要があり ますか。.....	12

＜凡例＞

このQ & Aで使用する用語について解説します。

【N I S A口座】

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を利用するため、一定の手続により金融商品取引業者等の営業所に開設された口座をいいます。

【特定累積投資勘定】

特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる特定累積投資上場株式等につきその振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、一定の要件を満たすものをいいます。

【特定非課税管理勘定】

特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる上場株式等につきその振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定と同時に設けられるものをいいます。

【基準日】

令和7年以後の各年12月31日をいいます。

【基準年】

基準日の属する年をいいます。

【基準額提供事項】

基準日において金融商品取引業者等の営業所に開設されていた非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等がある場合における、①非課税口座を開設している居住者等の氏名、生年月日及び個人番号、②投資者整理番号、③金融商品取引業者等の営業所の名称及び金融商品取引業者等の法人番号、④特定累積投資勘定に受け入れている特定累積投資上場株式等の購入の代価の額に相当する金額、⑤特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の対価の額に相当する金額などをいいます。

【特定累積投資勘定基準額】

基準日において特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額の合計額をいいます。

【特定非課税管理勘定基準額】

基準日において特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額の合計額をいいます。

【簿価残高情報】

各N I S Aクラウドにおいて基準額提供事項の情報を基に算出される「特定累積投資勘定基準額」及び「特定非課税管理勘定基準額」等をいいます。

【総投資簿価残高情報】

N I S Aクラウド間で名寄せ・集計を行って算出される「特定累積投資勘定基準額」及び「特定非課税管理勘定基準額」等をいいます。

【年次集計】

NISAクラウドが年の最初に行う総投資簿価残高情報の算出をいいます。

【週次集計】

年次集計以降に基準額提供事項が提供された場合において、週単位でNISAクラウドが行う総投資簿価残高情報の算出をいいます。

【NISAクラウド】

国税庁長官の認定を受けているクラウドサービスであって、金融商品取引業者等が基準額提供事項の提供に利用するものをいいます。

【受付エラー】

金融商品取引業者等が提供する基準額提供事項に記録されている項目について、例えば、提出年分の誤りや必要なレコードが空欄となっている場合に、NISAクラウドからその基準額提供事項を提供した金融機関に対して通知されるエラーをいいます。

【名寄せエラー】

金融商品取引業者等が提供する基準額提供事項に記録されている3項目（個人番号、生年月日、投資者整理番号）とNISAクラウド内の投資者情報の3項目（個人番号、生年月日、投資者整理番号）のいずれか1項目でも不一致であった場合に、NISAクラウドからその基準額提供事項を提供した金融機関に対して通知されるエラーをいいます。

【e-Tax】

国税電子申告・納税システムをいいます。

【NISAクラウド事業者】

NISAクラウドを運営している事業者をいいます。

【投資者整理番号】

NISA口座を開設している投資者の整理番号をいいます。

【投資者情報】

NISAクラウドが e-Tax から連携を受ける投資者別のNISA口座に関する情報（個人番号、生年月日、投資者整理番号、投資者のNISA口座が開設されている最も新しい金融商品取引業者等の法人番号等）をいいます。

【最新のNISA口座がある金融商品取引業者等】

基準年の翌年にNISA口座が開設されている金融商品取引業者等をいいます。

【法定調書】

所得税法等の法令の規定により税務署への提出が義務づけられている資料をいいます。

【非課税口座年間取引報告書】

法定調書のうち、非課税口座内において処理された上場株式等の譲渡対価の額及び配当等の額等を記載して税務署に提出する報告書をいいます。

【法定調書クラウド】

国税庁長官の認定を受けているクラウドサービスであって、法定調書の提出に利用されるものをいいます。

第1章 新NISA制度の概要

〔問1－1〕 新NISA制度の概要について教えてください。

〔答〕

新NISAは、18歳以上（非課税口座を開設する年の1月1日現在）の居住者等（以下「投資者」といいます。）が、令和6年以後に、非課税口座に係る特定累積投資勘定（つみたて投資枠）及び特定非課税管理勘定（成長投資枠）で取得した上場株式等について、その配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税となる制度です。

なお、新NISAでは、その年に投資できる上限額（年間投資上限額）が定められており、その金額は、特定累積投資勘定で120万円、特定非課税管理勘定で240万円となっています^{（注）}。

（注） その年の投資額が、この年間投資上限額に達していない場合であっても、非課税保有限度額（1,800万円（うち特定非課税管理勘定は1,200万円））を超えて投資することはできません。

	特定累積投資勘定 （つみたて投資枠）	併用可	特定非課税管理勘定 （成長投資枠）
口座開設可能期間	制限なし		制限なし
年間投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間	制限なし		制限なし
非課税保有限度額 （総枠）	1,800万円 ※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）		
	1,200万円（内数）		
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 （商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限ります。）		上場株式・公募等株式投資信託等 （高レバレッジ投資信託などの商品は、対象から除かれています。）
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

〔問1－2〕 新NISAにおける基準額提供事項の提供等の手続の概要について教えてください。

〔答〕

金融商品取引業者等は、基準日において開設されていたNISA口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等がある場合には、NISAクラウドを利用して、基準額提供事項を、翌年1月31日までに所轄税務署長に提供しなければなりません。

基準額提供事項の提供を受けた所轄税務署長は、NISAクラウドを利用して、総投資簿価残高情報を金融商品取引業者等に提供することとなります。

総投資簿価残高情報の提供を受けた金融商品取引業者等は、投資者に対し、総投資簿価残高情報を通知しなければなりません。

新NISAにおける基準額提供事項の提供の具体的な手続については、別添（事務フロー図）1～3を参照ください。

〔問１－３〕 金融商品取引業者等は、基準額提供事項を提供する際に、NISAクラウドを利用する必要がありますが、NISAクラウド事業者名などを教えてください。

〔答〕

令和７年９月現在、国税庁の認定を受けているNISAクラウドの事業者名などは、次の表のとおりです。

認定日	事業者名	住所	クラウドサービス名	連絡先 (メールアドレス)
令和６年４月１日	株式会社 野村総合研究所	東京都千代田 区大手町１－ ９－２	e-私書箱 NISA 簿価総 額管理サービス	ebango-nfo@nri.co.jp
令和６年１１月１９日	株式会社 Workthy	福岡県福岡市 中央区赤坂 1- 16-5 読売九州 ビル５階	NISA クラウドサービス	taxes@workthy.jp

〔問１－４〕 NISAクラウド事業者へ連絡する方法を教えてください。

〔答〕

NISAクラウド事業者への連絡は、〔問１－３〕の表「連絡先（メールアドレス）」欄に記載のメールアドレス宛に、「金融機関名」、「担当者名」、「電話番号等の連絡先」及び「お問い合わせ内容」を記入してご連絡ください。

〔問１－５〕 基準額提供事項について、NISAクラウドを利用せずに提供することはできますか。

〔答〕

新NISAにおいては、金融商品取引業者等は、所轄税務署長に対してNISAクラウドを利用して基準額提供事項を提供することとされています。

このため、NISAクラウドを利用しない方法（書面での提出や所定の領域へデータ提供する方法等）により、基準額提供事項を提供することはできません。

第2章 NISAクラウドへの基準額提供事項の提供について

〔問2-1〕 基準額提供事項をNISAクラウドへ提供するにあたり、所轄税務署に提出する届出書等がありますか。

〔答〕

金融商品取引業者等は、NISAクラウドへ基準額提供事項の提供を行う前に、所轄税務署へ「認定電子計算機による基準額提供事項の提供の開始届出書」^(注1、2)を提出する必要があります。

なお、基準額提供事項の提供前には、運用テスト（〔問2-3〕参照）を実施することもあることから、利用するNISAクラウドが決まりましたら、速やかに「認定電子計算機による基準額提供事項の提供の開始届出書」（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nisa/pdf/0023006-139-2.pdf>）を所轄税務署に提出してください。

（注）1 この届出書の「総投資簿価残高情報の提供先その他参考事項」欄には、NISAクラウドから金融商品取引業者等への「総投資簿価残高情報」の提供先を記入します。

※ 記入例

- ・株式会社〇〇が提供する「▲▲システム」の所定の領域
- ・自社の「□□システム」の所定の領域

（留意事項）

「総投資簿価残高情報の提供先その他参考事項」欄には、金融機関が利用するクラウドサービス等の名称ではなく、金融機関が総投資簿価残高情報を確認するために利用するシステムの領域を記入します。

2 この届出書は、e-Tax（イメージデータ）での提出にご協力をお願いいたします。e-Tax（イメージデータ）での提出の詳細については、e-Tax ホームページ「イメージデータで送信可能な手続について」（https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki_unsupported.htm）を参照ください。

〔問2-2〕 「認定電子計算機による基準額提供事項の提供の開始（変更）届出書」の「総投資簿価残高情報の提供先その他参考事項」欄を記入せずに提出した場合にはどうすればよいですか。

〔答〕

「認定電子計算機による基準額提供事項の提供の開始（変更）届出書」の右上部分に「（訂正）」と記入した上で、「所在地」欄や「名称」欄などの所定の事項のほか「総投資簿価残高情報の提供先その他参考事項」欄に利用するNISAクラウドからの総投資簿価残高情報の提供先を記入して再提出してください。

〔問２－３〕 「認定電子計算機による基準額提供事項の提供の開始（変更）届出書」の「総投資簿価残高情報の提供先その他参考事項」欄の内容に変更があった場合にはどうすればよいですか。

〔答〕

「認定電子計算機による基準額提供事項の提供の開始（変更）届出書」の「所在地」欄や「名称」欄などに所定の事項を記入し、「開始・変更・追加（届出区分）」欄の「☐ 変更手続」に✓を付した上で、「総投資簿価残高情報の提供先その他参考事項」欄に変更後の総投資簿価残高情報の提供先を記入して提出してください。

〔問２－４〕 基準額提供事項をNISAクラウドへ提供するために、事前に必要な準備はありますか。

〔答〕

基準額提供事項をNISAクラウドへ提供する前に、NISAクラウドと金融商品取引業者等が利用しているシステムとの間で、テストデータ等を用いて基準額提供事項をNISAクラウドに提供するなどのテスト（以下「運用テスト」といいます。）を実施する必要があります。

金融商品取引業者等は、運用テストを実施するための環境や基準額提供事項のデータ（テスト用のデータ）などを準備する必要がありますが、運用テストの詳細については、利用するNISAクラウド事業者にお問い合わせください。

〔問２－５〕 NISAクラウドに提供する基準額提供事項の内容（ファイル形式やレコードの内容）について具体的に教えてください。

〔答〕

基準額提供事項のレコードと法定調書（非課税口座年間取引報告書）のレコード^{（注１）}は同一になりますので、基準額提供事項の提供に当たっては、非課税口座年間取引報告書と同じレコードの内容のCSVファイルを準備する必要があります。

既に非課税口座年間取引報告書について、法定調書クラウドを利用してCSVファイルを提供している場合には、基準額提供事項の提供のために、新たにCSVファイルを準備する必要がないこともあるため^{（注２）}、準備するCSVファイルの詳細等については、利用するNISAクラウド事業者にお問い合わせください。

（注）１ 非課税口座年間取引報告書のレコードについては、「法定資料を光ディスク及び磁気ディスクにより提出する場合の標準規格等の制定について（法令解釈通達）」
[（https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hotei/050617/01.htm）](https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hotei/050617/01.htm)を参照ください。

２ 法定調書クラウドに非課税口座年間取引報告書のCSVファイルを提供したことのみをもって、NISAクラウドに基準額提供事項のCSVファイルを提供したもののみとみなすことはできません。

なお、NISAクラウド事業者が提供するシステムでは、金融商品取引業者等が非課税口座年間取引報告書の提供の処理を行うと、法定調書クラウドとNISAクラウドの両方に非課

税口座年間取引報告書（兼基準額提供事項）が提供される仕様となっています（NISAクラウドを提供する事業者と同一の事業者が提供する法定調書クラウドを利用している場合に限ります。）。

〔問２－６〕 基準額提供事項は、いつまでにNISAクラウドに提供する必要がありますか。

〔答〕

基準額提供事項については、基準年の翌年１月３１日までにNISAクラウドに提供する必要があります。

〔問２－７〕 年末に口座開設手続きを行い、所轄税務署から投資者整理番号が提供されていない投資者のNISA口座がある場合、基準額提供事項をどのように提供すればよいですか。

〔答〕

所轄税務署から投資者整理番号が提供されていない投資者のNISA口座がある場合には、所轄税務署から投資者整理番号が提供された後に、そのNISA口座に係る基準額提供事項をNISAクラウドに提供することとなります。

〔問２－８〕 基準日において、NISA口座に設けられた勘定に残高がない場合（簿価が「０」の場合）であっても、NISAクラウドに基準額提供事項を提供する必要がありますか。

〔答〕

基準日において、NISA口座に設けられた特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等がない場合、基準額提供事項がないことから、NISAクラウドへの基準額提供事項の提供手続は必要ありません。

なお、この場合であっても、非課税口座年間取引報告書の提供手続は必要であり、「その年１２月３１日に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額」欄を空欄にして提供することとなっていますのでご注意ください。

〔問２－９〕 NISA口座を開設していた投資者が死亡した場合、その投資者が死亡した年の翌年に基準額提供事項をNISAクラウドに提供する必要はありますか。

〔答〕

NISA口座を開設している投資者が死亡したときには、その投資者の相続人は、死亡したことを知った日以後、遅滞なく、その投資者のNISA口座が開設されている全ての金融商品取引業者等に対して、「非課税口座開設者死亡届出書」を提出しなければならないこととされています。NISA口座を開設している投資者が死亡した場合には、NIS

A口座に受け入れられていた上場株式等はNISA口座から払い出されますので、基準額提供事項がないこととなります。そのため、投資者が死亡した翌年はNISAクラウドへの基準額提供事項の提供手続は必要ありません。

〔問2-10〕 基準額提供事項をNISAクラウドへ提供したときに、受付時のチェックでエラーとなるのはどのような場合ですか。

〔答〕

NISAクラウドでは、金融商品取引業者等から提供された基準額提供事項に記録されている項目について、例えば、提出年分の誤りや必要なレコードが空欄となっている場合には、受付時に、NISAクラウドからその基準額提供事項を提供した金融商品取引業者等に対して、受付エラーを通知することとなっています。

そのため、基準額提供事項が受付エラーとなった場合には、提出年分の誤り等を訂正し、エラーを解消した上で、速やかに、正しい基準額提供事項をNISAクラウドへ提供してください。

なお、受付エラーの内容等は、各NISAクラウドにより異なりますので、詳細については、利用するNISAクラウド事業者へお問い合わせください。

〔問2-11〕 基準額提供事項をNISAクラウドへ提供した後に、その基準額提供事項が名寄せエラーとなるのはどのような場合ですか。

〔答〕

NISAクラウドでは、金融商品取引業者等から提供された基準額提供事項に記録されている3項目（個人番号、生年月日、投資者整理番号）とNISAクラウド内の投資者情報の3項目（個人番号、生年月日、投資者整理番号）のいずれか1項目でも不一致があった場合には、NISAクラウドからその基準額提供事項を提供した金融商品取引業者等に対して、名寄せエラーを通知することとなっています。

そのため、基準額提供事項が名寄せエラーとなった場合には、エラーを解消した上で、速やかに、正しい基準額提供事項をNISAクラウドへ提供してください（〔問3-1〕～〔問3-4〕参照）。

なお、名寄せエラーとなった基準額提供事項は、NISAクラウドにおいて総投資簿価残高情報を算出する際の集計対象とはなりませんのでご注意ください。

第3章 NISAクラウドへ提供した基準額提供事項が名寄せエラーとなった場合の対応

〔問3-1〕 NISAクラウドへ提供した基準額提供事項が名寄せエラーとなった場合、その基準額提供事項を提供した金融商品取引業者等は、NISAクラウドから通知されたエラーの内容からそのエラーの原因を把握することができますか。

〔答〕

NISAクラウドから金融商品取引業者等へ通知される名寄せエラーの内容を確認することにより、個人番号、生年月日又は投資者整理番号のいずれの項目にエラーが生じているかを判別できます。

なお、名寄せエラーの内容や通知方法については、各NISAクラウドにより異なるため、利用するNISAクラウド事業者へお問い合わせください。

〔問3-2〕 基準額提供事項をNISAクラウドに提供したところ、投資者の個人番号が相違している旨のエラーが通知されました。このエラーを解消するためにその基準額提供事項を提供した金融商品取引業者等は何を行えばよいですか。

〔答〕

NISAクラウドから個人番号が相違している旨のエラーが通知された場合は、投資者から提出された非課税口座開設届出書や非課税口座異動届出書などを確認し、NISAクラウドに提供した基準額提供事項の個人番号の記録内容に誤りがないかを確認します。

個人番号の記録内容に誤りがない場合には、投資者の金融商品取引業者等への非課税口座異動届出書の提出漏れや、金融商品取引業者等のその届出書に係る届出事項のe-Taxへの提供漏れが考えられます。

投資者の金融商品取引業者等への非課税口座異動届出書の提出漏れが確認された場合には、その投資者に対してその届出書の提出を促す^(注) ようお願いします。

(注) 個人番号の変更等があった投資者の非課税口座異動届出書に提出漏れがあった場合において、その投資者が複数の金融商品取引業者等にNISA口座を開設していることが判明したときは、その投資者には、NISA口座を開設している全ての金融商品取引業者等に対して非課税口座異動届出書を提出してもらう必要がありますので、こうした点についても注意喚起をお願いします。

〔問3-3〕 基準額提供事項をNISAクラウドへ提供したところ、投資者整理番号が相違している旨のエラーが通知されました。このエラーを解消するためにその基準額提供事項を提供した金融商品取引業者等は何を行えばよいですか。

〔答〕

NISAクラウドから投資者整理番号が相違している旨のエラーが通知された場合は、

所轄税務署から提供を受けている投資者整理番号を確認し、NISAクラウドに提供した基準額提供事項の投資者整理番号の記録内容に誤りがないかの確認をお願いします。

〔問３－４〕 基準額提供事項をNISAクラウドへ提供したところ、投資者の生年月日が相違している旨のエラーが通知されました。このエラーを解消するためにその基準額提供事項を提供した金融商品取引業者等は何を行えばよいですか。

〔答〕

NISAクラウドから投資者の生年月日が相違している旨のエラーが通知された場合は、投資者から提出された非課税口座開設届出書や非課税口座異動届出書などを確認し、NISAクラウドに提供した基準額提供事項の生年月日の記録内容に誤りがないかの確認をお願いします。

〔問３－５〕 金融商品取引業者等が基準額提供事項の提供期限である１月３１日までに、提供した基準額提供事項に係る名寄せエラーを解消できない場合はどうすればよいですか。

〔答〕

金融商品取引業者等が基準額提供事項の提供期限である１月３１日までに提供した基準額提供事項に係る名寄せエラーを解消できない場合であっても、基準額提供事項のNISAクラウドへの提供は必要となりますので、名寄せエラーの解消後、速やかに、NISAクラウドへ正しい基準額提供事項を提供してください（投資者が複数の金融商品取引業者等にNISA口座を開設している場合の対応については、〔問３－６〕を参照して下さい。）。

なお、令和８年２月２８日までにNISAクラウドへ提供されなかった令和７年分の基準額提供事項については、総投資簿価残高情報を算出する際の集計対象（年次集計の対象）とならず、NISAクラウドから金融商品取引業者等に対して初回で提供される総投資簿価残高情報（令和８年３月１０日（予定））には反映されませんのでご注意ください。

〔問３－６〕 投資者が複数の金融商品取引業者等にＮＩＳＡ口座を開設している場合、それぞれの金融商品取引業者等が基準額提供事項をＮＩＳＡクラウドへ提供することとなりますが、ある金融商品取引業者等が提供した基準額提供事項に名寄せエラーが生じ、基準額提供事項の提供期限である１月３１日までに、このエラーが解消されないときには、金融商品取引業者等（提供した基準額提供事項に名寄せエラーが生じなかった金融商品取引業者等）はどうすればよいですか。

〔答〕

投資者が複数の金融商品取引業者等にＮＩＳＡ口座を開設している場合において、ある金融商品取引業者等が提供した基準額提供事項に名寄せエラーが生じ、基準額提供事項の提供期限である１月３１日までに、このエラーが解消されないときは、提供した基準額提供事項に名寄せエラーが生じなかった金融商品取引業者等は、基準額提供事項をＮＩＳＡクラウドへ改めて提供する必要はありません（なお、提供した基準額提供事項を訂正する場合は〔問４－１〕から〔問４－２〕を参照して下さい。）。

一方で、提供した基準額提供事項に名寄せエラーが生じた金融商品取引業者等については、このエラーへの対応として、基準額提供事項のＮＩＳＡクラウドへの提供手続が必要となりますので、名寄せエラーを解消後、速やかに、ＮＩＳＡクラウドへ正しい基準額提供事項を提供してください。

なお、上記の場合において、令和８年２月２８日までに令和７年分の正しい基準額提供事項がＮＩＳＡクラウドへ提供されないときには、ＮＩＳＡクラウドは、エラーとなっていない基準額提供事項を基に総投資簿価残高情報を算出し、最新のＮＩＳＡ口座がある金融商品取引業者等に提供します。

また、この場合には、ＮＩＳＡクラウドは、この総投資簿価残高情報の提供と併せて、総投資簿価残高情報を算出する際に集計対象とならなかった基準額提供事項に記録されている投資者の整理番号やその基準額提供事項が名寄せエラーとなった日などを記録したリストを提供します。

第4章 基準額提供事項を訂正する場合の対応

〔問4－1〕 N I S Aクラウドへ提供した基準額提供事項の内容に誤りがありました。当初に提供した基準額提供事項を訂正する場合、どのように訂正すればよいですか。

〔答〕

「訂正分」の基準額提供事項のレコードと、「無効分」の基準額提供事項のレコードの両方をN I S Aクラウドに再提供してください。

〔問4－2〕 基準額提供事項を訂正し、N I S Aクラウドへ再提供する際に、当初に提供した基準額提供事項の投資者の個人番号に変更が生じていることを把握した場合には、どのようにすればよいですか。

〔答〕

基準額提供事項には、変更後の個人番号を記録してN I S Aクラウドに再提供してください。

〔問4－3〕 基準額提供事項を訂正し、N I S Aクラウドへ再提供する場合に、所轄税務署やN I S Aクラウドへの事前の連絡は必要ですか。

〔答〕

基準額提供事項を訂正し、N I S Aクラウドへ再提供する場合に、所轄税務署やN I S Aクラウドへの事前の連絡は不要です。

第5章 NISAクラウドから金融商品取引業者等への総投資簿価残高情報の提供

〔問5－1〕 NISAクラウドから金融商品取引業者等に対して提供される総投資簿価残高情報のデータの内容（ファイル形式やレコードの内容）について教えてください。

〔答〕

NISAクラウドから金融商品取引業者等へ提供される総投資簿価残高情報のファイル形式は、CSV形式となり、レコードの内容は、次の7項目となります。

- ① 処理基準年
- ② 投資者の氏名
- ③ 投資者整理番号
- ④ 投資者の生年月日
- ⑤ 特定累積投資勘定基準額
- ⑥ 特定非課税管理勘定基準額
- ⑦ 金融商品取引業者等の法人番号

〔問5－2〕 NISAクラウドから金融商品取引業者等に対して提供される総投資簿価残高情報の提供時期及び提供方法について教えてください。

〔答〕

令和8年2月28日までに提供された令和7年分の基準額提供事項は、令和8年3月1日から名寄せ・集計（年次集計）が開始され、その結果に基づいて、3月10日（予定）に、最新のNISA口座がある金融商品取引業者等に対して、初回の総投資簿価残高情報が提供されます。

また、令和8年3月11日（予定）から令和8年9月30日までに提供された令和7年分の基準額提供事項については^{（注）}、名寄せ・集計（週次集計）が行われ、その結果は、令和8年3月11日（予定）以降、提供される総投資簿価残高情報に反映されることとなります。

NISAクラウドから金融商品取引業者等に対する総投資簿価残高情報の提供方法は、各NISAクラウドにより異なりますので、その詳細については、利用するNISAクラウド事業者へお問い合わせください。

（注） 令和8年3月1日から令和8年3月10日（予定）の期間（年次集計が行われる期間）においては、令和7年分の基準額提供事項をNISAクラウドへ提供することはできません。

第6章 金融商品取引業者等から投資者への総投資簿価残高情報の通知

〔問6－1〕 金融商品取引業者等から投資者へ通知する総投資簿価残高情報の内容、通知時期及び通知方法は決まっていますか。

〔答〕

金融商品取引業者等から投資者へ通知する総投資簿価残高情報の主な内容は、次の投資簿価残高の情報となります。

- ① 特定累積投資勘定基準額（つみたて投資枠＋成長投資枠）
- ② 特定非課税管理勘定基準額（成長投資枠）

また、金融商品取引業者等が行う総投資簿価残高情報の投資者への通知時期については、法令上、規定されていませんので、各金融商品取引業者等において任意に決めることができます。

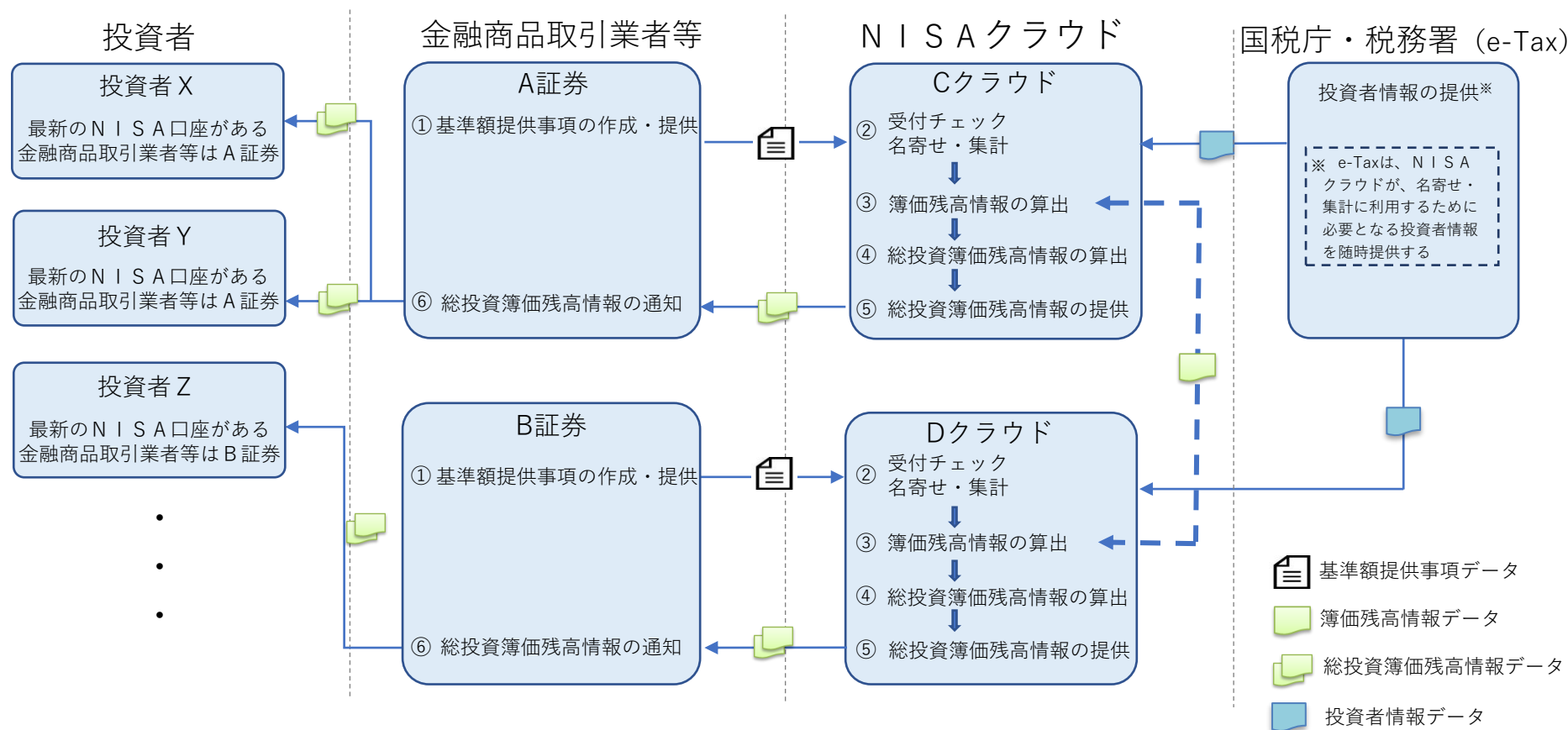
なお、総投資簿価残高情報の通知は、電子メールにより送信する方法やマイページ（本人しか知り得ないID・パスワードを使用する方法等を通じて閲覧可能なウェブサイト）に表示する方法等も含め、各金融商品取引業者等が定める方法により行うことができます。

〔問6－2〕 NISAクラウドから提供された総投資簿価残高情報を投資者へ通知する前に、他の金融商品取引業者等が提供した基準額提供事項に係る名寄せエラーが解消等され、NISAクラウドから訂正された総投資簿価残高情報が提供された場合、当初提供された総投資簿価残高情報と訂正された総投資簿価残高情報の両方を投資者へ通知する必要がありますか。

〔答〕

NISAクラウドから提供された総投資簿価残高情報を投資者へ通知する前に、他の金融商品取引業者等が提供した基準額提供事項に係る名寄せエラーが解消等され、NISAクラウドから訂正された総投資簿価残高情報が提供された場合、訂正された総投資簿価残高情報のみを投資者に通知してください（当初提供された総投資簿価残高情報と訂正された総投資簿価残高情報の両方を投資者に通知する必要はありません。）。

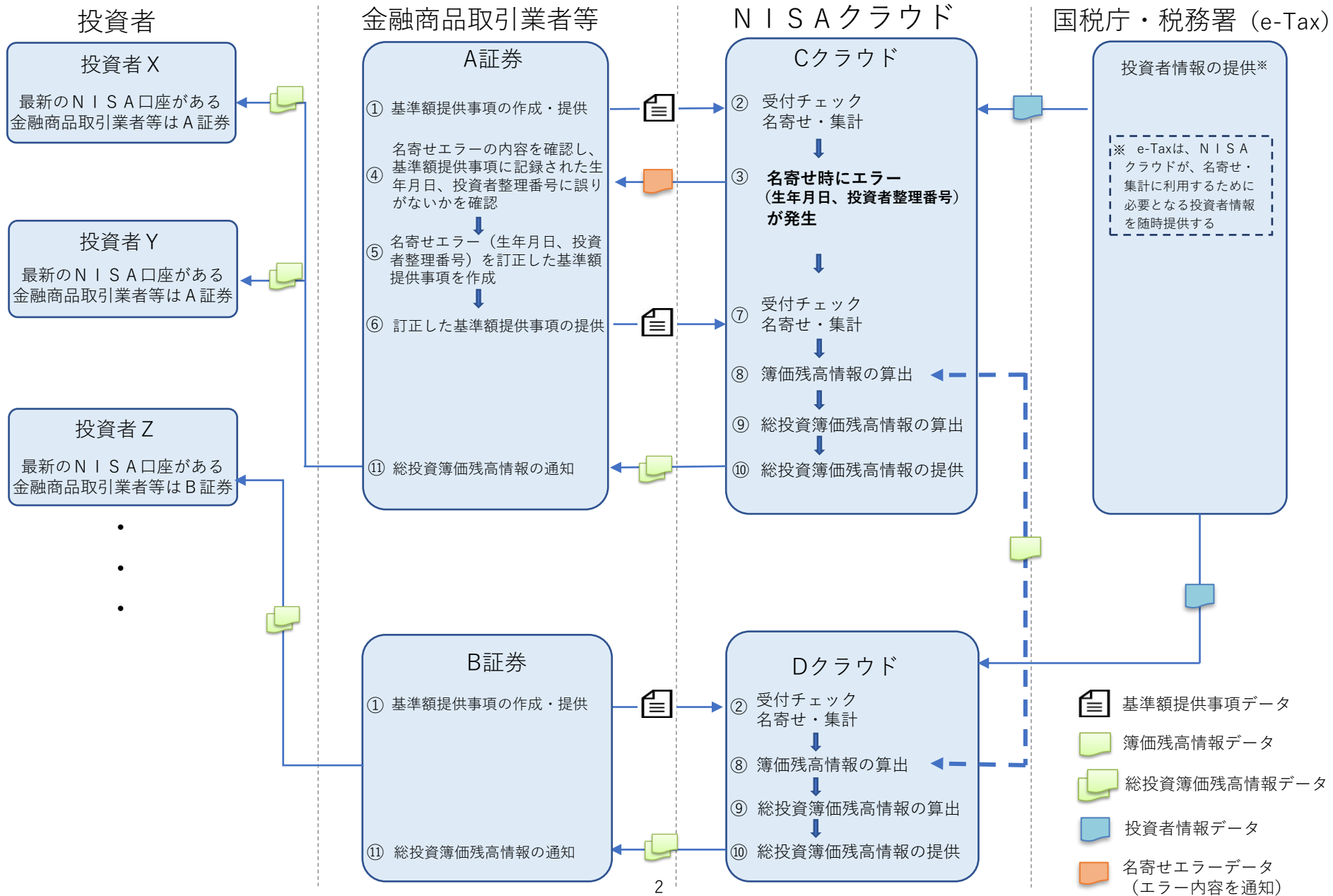
基準額提供事項の作成・提供から総投資簿価残高情報を投資者へ通知するまでの事務フロー



- ① 金融商品取引業者等は、基準額提供事項を作成し、翌年1月31日までに利用しているNISAクラウドへ提供する。
- ② NISAクラウドは、基準額提供事項の受付時にチェックを実施後、基準額提供事項の名寄せ^(注)・集計を行う。
(注) 金融商品取引業者等から提供された基準額提供事項に記録されている3項目（個人番号、生年月日、投資者整理番号）とNISAクラウド内の投資者情報の3項目（個人番号、生年月日、投資者整理番号）のいずれか1項目でも不一致であった場合は名寄せエラーとなる。
- ③ NISAクラウドは、クラウド別の簿価残高情報を算出する。
- ④ NISAクラウドは、③で算出した簿価残高情報をNISAクラウド間で名寄せ・集計を行い総投資簿価残高情報を算出（年次集計）する。
- ⑤ NISAクラウドは、最新のNISA口座が開設されている金融商品取引業者等へ総投資簿価残高情報を提供する。
- ⑥ 金融商品取引業者等は、投資者へ総投資簿価残高情報を通知する。

基準額提供事項の作成・提供後に、名寄せエラーが発生した場合の事務フロー

(生年月日、投資者整理番号の項目の記録内容に入力誤りがあり、エラーが発生した場合)

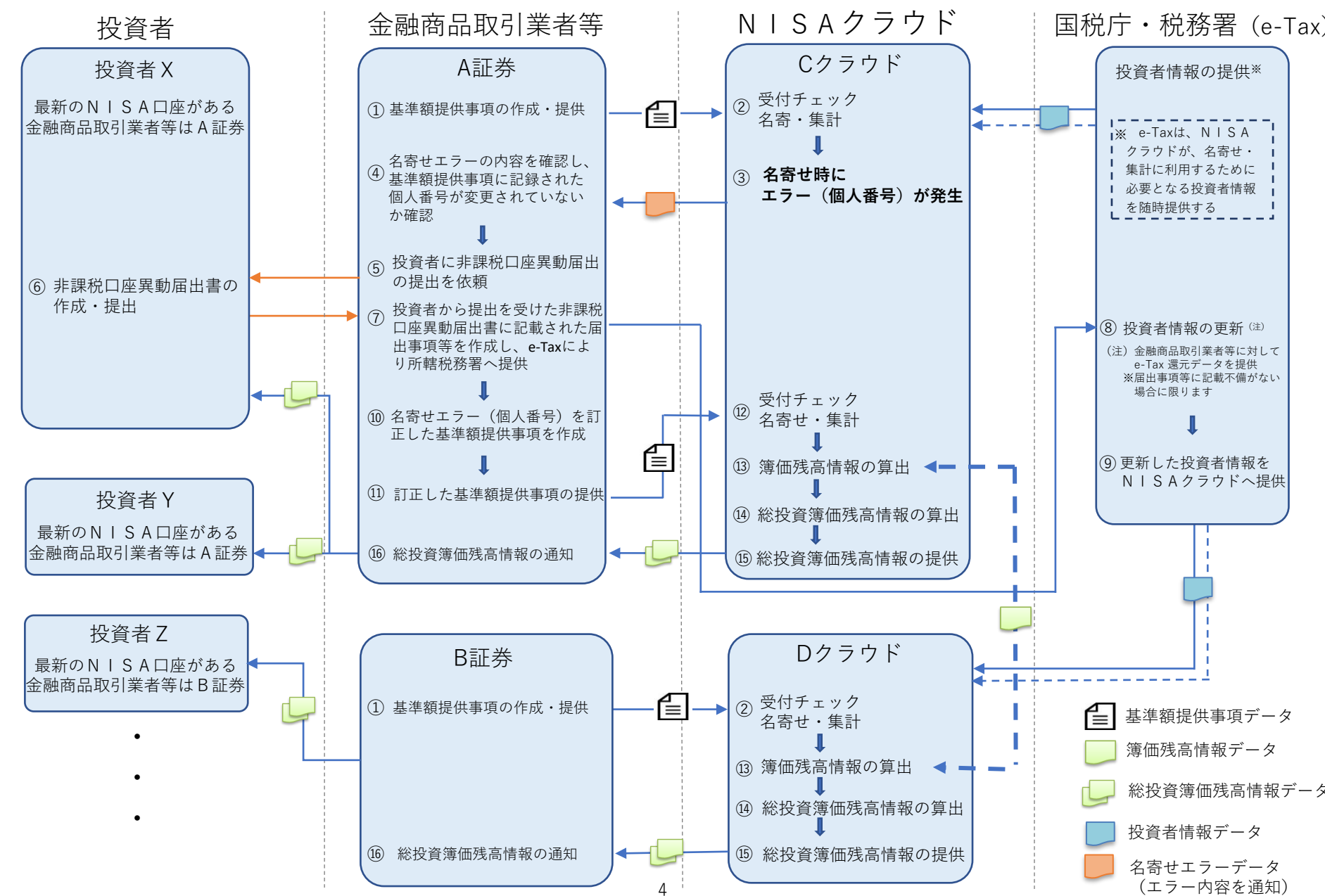


基準額提供事項の作成・提供後に、名寄せエラーが発生した場合の事務フロー

（生年月日、投資者整理番号の項目の記録内容に入力誤りがあり、エラーが発生した場合）

- ① 金融商品取引業者等は、基準額提供事項を作成し、翌年1月31日までに利用しているNISAクラウドへ提供する。
- ② NISAクラウドは、基準額提供事項の受付時にチェックを実施後、名寄せ^{（注）}・集計を行う。
（注） 金融商品取引業者等から提供された基準額提供事項に記録されている3項目（個人番号、生年月日、投資者整理番号）とNISAクラウド内の投資者情報の3項目（個人番号、生年月日、投資者整理番号）のいずれか1項目でも不一致であった場合は名寄せエラーとなる。
- ③ NISAクラウドは、基準額提供事項が名寄せエラーとなった場合には、金融商品取引業者等へ名寄せエラーの通知^{（注）}をする。
（注） NISAクラウドから金融商品取引業者等へ通知される名寄せエラーは、個人番号、生年月日、投資者整理番号のいずれの基準額提供事項の項目にエラーが生じているか判別できる内容となる。
- ④ 金融商品取引業者等は、名寄せエラーの通知内容を確認し、①のNISAクラウドに提供した基準額提供事項の生年月日、投資者整理番号の記録内容に誤りがないかを、投資者から提出された非課税口座開設届出書、非課税口座異動届出書、投資者整理番号が記録された税務署の通知などから確認をする。
- ⑤ 金融商品取引業者等は、生年月日、投資者整理番号の項目を訂正した基準額提供事項を作成する。
- ⑥ 金融商品取引業者等は、訂正した基準額提供事項をNISAクラウドへ提供する^{（注）}。
（注） 令和8年2月28日までにNISAクラウドへ提供されなかった令和7年分の基準額提供事項については、総投資簿価残高情報を算出する際の集計対象（年次集計の対象）には含まれない。
令和8年2月28日までに基準額提供事項を提供できなかった場合において、令和8年3月11日（予定）から令和8年9月30日までの間にNISAクラウドに訂正した基準額提供事項を提供したときには、令和8年3月11日（予定）以降に、総投資簿価残高情報を算出（週次集計）し、NISAクラウドから最新の金融商品取引業者等に総投資簿価残高情報を提供する。
- ⑦ NISAクラウドは、金融商品取引業者等から提供を受けた⑥のNISAクラウドに提供した基準額提供事項について、受付時にチェックを実施後、名寄せ・集計を行う。
- ⑧ NISAクラウドは、クラウド別の簿価残高情報を算出する。
- ⑨ NISAクラウドは、⑧で算出したクラウド別の簿価残高情報をNISAクラウド間で名寄せ・集計を行い、総投資簿価残高情報を算出する。
- ⑩ NISAクラウドは、最新のNISA口座が開設されている金融商品取引業者等へ総投資簿価残高情報を提供する。
- ⑪ 金融商品取引業者等は、投資者へ総投資簿価残高情報を通知する。

（投資者の個人番号に変更があった場合で、投資者から非課税口座異動届出書の提出がないとき）



基準額提供事項の作成・提供後に、N I S Aクラウドで名寄せエラーが発生した場合の事務フロー

（投資者の個人番号に変更があった場合で、投資者から非課税口座異動届出書の提出がないとき）

- ① 金融商品取引業者等は、基準額提供事項を作成し、翌年1月31日までに利用しているN I S Aクラウドへ提供する。
- ② N I S Aクラウドは、基準額提供事項の受付時にチェックを実施後、名寄せ^{（注）}・集計を行う。
 （注） 金融商品取引業者等から提供された基準額提供事項に記録されている3項目（個人番号、生年月日、投資者整理番号）とN I S Aクラウド内の投資者情報の3項目（個人番号、生年月日、投資者整理番号）のいずれか1項目でも不一致であった場合は名寄せエラーとなる。
- ③ N I S Aクラウドは、基準額提供事項が名寄せエラーとなった場合には、金融商品取引業者等へ名寄せエラーの通知^{（注）}をする。
 （注） N I S Aクラウドから金融商品取引業者等へ通知される名寄せエラーは、個人番号、生年月日、投資者整理番号のいずれの基準額提供事項の項目にエラーが生じているか判別できる内容となる。
- ④ 金融商品取引業者等は、名寄せエラーの通知内容を確認し、①のN I S Aクラウドに提供した基準額提供事項の個人番号の記録内容に誤りがないかを、投資者から提出された非課税口座開設届出書や非課税口座異動届出書などから確認をする。
 ※ 個人番号の記録内容に誤りがない場合には、投資者の個人番号に変更があり、金融商品取引業者等に対する非課税口座異動届出書（以下「異動届出書」という。）の提出が漏れていることが考えられる。
- ⑤ 金融商品取引業者等は、④の確認結果を踏まえて（個人番号の変更が確認された場合）、投資者に異動届出書の提出（当該異動届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該異動届出書に記載すべき事項の提供を含む）を依頼する。
 なお、投資者が複数の金融商品取引業者等にN I S A口座を開設している場合、異動届出書はN I S A口座を開設している全ての金融商品取引業者等に対して提出する必要がありますので、こうした点についても注意喚起をお願いします。
- ⑥ 投資者は、金融商品取引業者等に対して本人確認書類を提示等して異動届出書を提出（当該異動届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該異動届出書に記載すべき事項の提供を含む）する。
- ⑦ 金融商品取引業者等は、投資者から提出を受けた異動届出書に記載された届出事項等を作成し、e-Taxにより所轄税務署へ提供する。
- ⑧ 国税庁・税務署（e-Tax）は、投資者情報（個人番号）を更新する。
- ⑨ 国税庁・税務署（e-Tax）は、更新した投資者情報をN I S Aクラウドへ提供する。
- ⑩ 金融商品取引業者等は、個人番号の項目を訂正した基準額提供事項を作成する。
- ⑪ 金融商品取引業者等は、訂正した基準額提供事項をN I S Aクラウドへ提供する^{（注）}。
 （注） 令和8年2月28日までにN I S Aクラウドへ提供されなかった令和7年分の基準額提供事項については、総投資簿価残高情報を算出する際の集計対象（年次集計の対象）には含まれない。
 令和8年2月28日までに訂正した基準額提供事項を提供できなかった場合において、令和8年3月11日（予定）から令和8年9月30日までの間にN I S Aクラウドに訂正した基準額提供事項を提供したときには、令和8年3月11日（予定）以降に、総投資簿価残高情報を算出（週次集計）し、N I S Aクラウドから最新の金融商品取引業者等に総投資簿価残高情報を提供する。
- ⑫～⑯の事務フローは、別添（事務フロー図）2の⑦～⑪と同様となります。